

温浴ツーリズム観光プロモーション業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

温浴ツーリズム観光プロモーション業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

3 目的

埼玉県内には、日帰り温泉やサウナ等の温浴施設が多数ある。サウナの聖地として全国的に有名な施設や、民間の温泉ランキングサイトで上位になる施設があり、多くの人を訪れている。温浴施設を訪れる人を分析すると、20代から50代の男性が多く、周辺の観光地への周遊の傾向も見られ、温浴施設を拠点とする観光誘客については一定の需要があると考えられる。

当業務委託では、温浴施設を訪れる20代から50代の男性をターゲットとして、温浴施設と付近の観光名所などの周遊を促す効果的なプロモーションを行うことにより、県内外からの誘客を図るとともに、観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

上記3の目的を果たすため、広報資材を制作し、それを活用したプロモーションを実施する。プロモーションは11月を目途に順次実施できるよう、次に掲げる（1）～（5）の業務について制作スケジュールを立てること。

（1）「温浴施設・観光スポットカード」の制作・配架

温浴施設とともに周辺の観光スポットを紹介するカードを制作する。

ア カードは温浴施設15施設、観光スポット15スポットの合計30デザイン制作すること。収集欲を掻き立て、人に自慢したくなる魅力的なデザインとし、企画提案時にデザイン案を提示できるようにしておくこと。

イ 1デザインあたり200枚程度、合計6,000枚制作すること。

ウ カードの仕様の例については以下のとおりとする。

サイズ：カード紙 K判 63×88mm R=2.5mm

材質：カード紙15.5K（K判） 光沢ラミネート（両面PP貼り）

製版：オフセット 表面4色刷り・裏面2色刷り 両面印刷

仕立て：4角丸 「抜き型」レイヤー使用

その他、カードの仕様については、別途相談の上制作を行うこと。

なお、上記仕様は例であり、他の魅力的な仕様による提案も可能とする。

エ 取り上げる温浴施設及び観光スポット（以下、「スポット等」とする。）については、魅力的かつ周遊しやすいスポット等を選定し、企画提案時に提案できるようにすること。受託決定後に県と相談の上決定する。

オ 掲載するスポット等の名称や説明について、事前に管理者等に確認を行うこと。
使用する写真・画像についてもスポット等から直接手配、または新規で撮影するなどしてスポット等から承諾を得て、掲載にあたっての疑義が生じないよう配慮すること。

カ カードの制作にあたっては校正を2回程度行うこと。

キ 配架にあたって、スポット等と調整を行い、納品・配架を行うこと。

ク カードの制作後はデータでも納品を行うこと。

ケ その他予算の範囲内において、カードをコレクションするアルバムや全種類集めた場合の景品を制作するなど、収集欲を刺激するような工夫を施すこと。

コ 景品を制作、配布する場合はカードを集めたことを写真等の送付により証明できる者のみに送付することとし、送付にあたっての費用を負担すること。

（2）温浴施設を紹介した観光PR動画の制作

上記3の効果的なプロモーションを行うため、3種類以上の観光PR動画を制作する。見た人が「本県を訪れたくなる」「本県の日帰り温泉やサウナ等を訪れたくなる」「本県で温浴施設の周辺の観光スポットに興味を持つ」ことを意識して、「日帰り温泉王国」埼玉の認知度が高まることを狙い企画を行うものとする。

ア PR動画の企画・制作を以下のとおり行う。

- ・ 温浴施設や周辺の観光スポットを複数紹介し、観光周遊を促す動画を制作する。
取り上げる施設の選定にあたっては、地域の偏りがないように配慮すること。
- ・ 動画は3種類制作するものとし、種類分けは、提案内容を基に県と協議の上決定する（種類分けの例：地域別、目的別等）。作成本数については下記クのとおり。
- ・ それぞれ温浴施設と観光スポットを複数取り上げるようにすること。
- ・ 企画提案時には、動画の構成案、イメージ画像等を用いた提案を行うものとする。
- ・ デジタルサイネージ、大型ビジョン、SNSなど様々な媒体で放映可能であり、音声ありとなしのものをそれぞれ制作すること。
- ・ モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上決

定すること。

- ・ 撮影は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者等の負担とする。
- ・ 受託者は、撮影場所や取材対象者への撮影の許諾、同意が必要な場合、事前にその手続を行うこと。
- ・ 「ちょこたび埼玉」公式YouTubeチャンネルに掲載されることを想定し、サムネイル（png形式）を併せて制作すること。
- ・ （１）「温浴施設・観光スポットカード」を象徴的に登場させるなど、当事業のプロモーションとして統一感のある動画の構成とすること。

イ 企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ・ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

ウ 温浴施設や観光スポットには他の利用者もいることから、撮影にあたっては撮影場所の管理者等と十分に調整を行いトラブルが生じないように注意すること。

エ 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。編集に使用する映像、写真等の素材、BGMは原則受託者が調達するものとする。

オ 動画内で紹介する温浴施設の紹介等について、関係者に確認を行い疑義が生じないようにすること。

カ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続等は受託者において行うこと。

キ 編集した動画案制作後の校正は、１本につき２回以上とする。

ク 動画の仕様については以下のとおりとする。

データ形式：mp4やmov等

縦横比：横型動画 16：9

画質：横型動画 1920×1080px以上

作成本数：横型動画３種類について、①15秒音あり、②15秒音なし、③30秒音あり、④30秒音なしの合計12本を制作する。

ただし、音なしの動画は内容が分かるよう文字を入力すること。

使用期限：定めない

ケ 県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

- コ 完成後、埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号）へデータを納品する。
- サ 納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。

（３）WEB広告の実施

（２）で制作した動画を活用して効果的なターゲティング広告を行うこと。

- ア ターゲティング広告は、興味や属性に応じて、的確にターゲットに訴求するように工夫するとともに、位置情報を活用したターゲティング広告（ジオターゲティング広告）も活用して実施すること。なお、企画提案にあたっては、広告の掲出先、期間、想定されるリーチ数等数量的データ、対象エリア、効果的なジオターゲティング広告の方法（具体的な位置情報の活用方法）、各広告手法の掲出量などを具体的に提示すること。
- イ WEB広告の遷移先は（４）で制作する特設サイトとする。
- ウ 広告の実施期間は合計３月以上とし、対象エリアは首都圏エリアとする。
- エ 広告を見たユーザーが実際に紹介されたスポットへ訪れたかなど、放映した結果行動変容につながったかどうかの効果測定を行うこと。

（４）「温泉ツーリズム」特設サイトの制作

温泉施設と周辺の観光スポットの周遊を促す特設サイトを制作し、適切に運用すること。

ア 特設サイトの制作

- ・ 特設サイトの制作に係るドメインの取得にあたっては県と協議し、埼玉県のサブドメイン（pref.saitama.lg.jp）を使用すること。
- ・ 特設サイトを運用するためのサーバーは受託者で用意すること。なお、その費用は委託費に含む。

イ 特設サイトには、温泉施設や周辺の観光スポットを複数紹介し、観光周遊を促すモデルルートを制作する。モデルルートで取り上げる施設の選定にあたっては、（２）の動画で取り上げたスポットと重複させないように留意し、地域の偏りがないように配慮すること。

ウ （２）で制作した動画を掲載するほか、写真やイラスト等を使用してサイトの訪問者が県内の温泉施設に関心を持つような内容を工夫すること。

エ 特設サイトのHTMLファイル、画像データ等一式を、業務完了時までに県に納品すること。

(5) 制作した広報資材を活用したプロモーション

予算の範囲内において、(1)「温浴施設・観光スポットカード」等を活用した温浴施設等と周辺の観光スポットを周遊できる効果的なプロモーション手法を提案すること。企画提案内容に基づき実施するものとし、委託契約締結決定後に県と協議の上実施内容を確定する。(例：カードを活用したラリー企画、フォトキャンペーン、割引・クーポン企画等)

(6) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。業務完了報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア 企画内容

イ 定量的な効果等がわかるデータ（プロモーションの効果検証結果等）

ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 産業労働部 観光課 DMO支援・観光振興担当とする。

(7) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡が取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打合せの場を設けること。

オ 当業務委託で収集、撮影した写真素材等を県に納品すること。納品された写真素材は、県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、温浴ツーリズムのPR及び観光振興に資する用途で幅広く活用する。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権について、は原則として全て県に帰属するものと

する。県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会等が、温浴ツーリズムのPR及び観光振興に資する用途で幅広く活用する可能性がある。

- (4) 本業務の成果物に受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、その写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。

- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955